

【表紙】

【提出書類】訂正発行登録書

【提出先】関東財務局長

【提出日】令和 5 年10月30日

【会社名】エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー
(HSBC Holdings plc)

【代表者の役職氏名】グループ最高財務責任者 ジョルジュ・エレデリー
(Georges Elhedery, Group Chief Financial Officer)
グループ会社秘書役兼チーフ・ガバナンス・オフィサー
アイリーン・テイラー
(Aileen Taylor, Group Company Secretary and Chief Governance Officer)

【本店の所在の場所】連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア 8
(8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)

【代理人の氏名又は名称】弁護士 芦 澤 千 尋

【代理人の住所又は所在地】東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号 パレスビル 3 階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】03-6632-6600

【事務連絡者氏名】弁護士 芦 澤 千 尋

【連絡場所】東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号 パレスビル 3 階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】03-6632-6600

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】社債

【発行登録書の内容】

提出日	令和 4 年 5 月 2 日
効力発生日	令和 4 年 5 月12日
有効期限	令和 6 年 5 月11日
発行登録番号	4 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 1 兆円
発行可能額	8,880億円

【効力停止期間】この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、令和 5 年10月30日（提出日）である。

【提出理由】令和 4 年 5 月 2 日付発行登録書（その後の訂正を含む。）について、「第二部 参照情報 第 1 参照書類」における記載事項を訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものである。（訂正内容については以下を参照のこと。）

【縦覧に供する場所】該当なし

【訂正内容】

（以下の訂正が令和4年5月2日付発行登録書（その後の訂正を含む。）の「第二部 参照情報」においてなされる。訂正箇所は下線で示される。）

<訂正前>

第二部 参照情報

第1 参照書類

<前 略>

4 外国会社報告書及びその補足書類

事業年度 令和3年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

令和4年5月2日関東財務局長に提出

事業年度 令和4年度（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）

令和5年5月1日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 令和5年度（自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日）

令和6年4月30日までに関東財務局長に提出予定

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

事業年度 令和4年度中（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）

令和4年9月6日関東財務局長に提出

事業年度 令和5年度中（自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日）

令和5年10月2日までに関東財務局長に提出予定

6 外国会社臨時報告書

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本訂正発行登録書提出日（令和4年10月19日）までに、外国会社臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づくもの）を令和4年10月19日に関東財務局長に提出

7 訂正報告書

該当なし。

<後 略>

<訂正後>

第二部 参照情報

第1 参照書類

<前 略>

4 外国会社報告書及びその補足書類

事業年度 令和3年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

令和4年5月2日関東財務局長に提出

事業年度 令和4年度（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）

令和5年4月10日関東財務局長に提出

事業年度 令和5年度（自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日）

令和6年4月30日までに関東財務局長に提出予定

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

事業年度 令和4年度中（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）

令和4年9月6日関東財務局長に提出

事業年度 令和5年度中（自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日）

令和5年9月29日関東財務局長に提出

6 外国会社臨時報告書

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本訂正発行登録書提出日（令和5年10月30日）までに、外国会社臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づくもの）を令和5年10月30日に関東財務局長に提出

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本訂正発行登録書提出日（令和5年10月30日）までに、外国会社臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づくもの）を令和5年10月30日に関東財務局長に提出

7 訂正報告書

該当なし。

<後 略>